

登録試験機関の登録に係る要件一覧

登録試験機関の登録に関し、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）において以下のとおり規定。

欠格要件（法第 30 条の 6）

- 指定登録機関の申請を行う者が次の欠格要件のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 法又は同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - (2) 法第 30 条の 15 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - (3) 申請者の役員のうち（1）に該当する者がある者
 - (4) 申請者の役員のうち法第 30 条の 12 の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して 2 年を経過しない者がある者

登録の基準（法第 30 条の 7）

- 申請が次の基準のいずれにも適合していること。
 - (1) 次に掲げる科目について試験を行うこと。
 - ① 職業能力開発促進法その他関係法令に関する科目
 - ② キャリアコンサルティングの理論に関する科目
 - ③ キャリアコンサルティングの実務に関する科目
 - ④ キャリアコンサルティングの社会的意義に関する科目
 - ⑤ キャリアコンサルタントの倫理と行動に関する科目
 - (2) 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が試験の問題の作成及び採点を行うこと。
 - ① 学校教育法による大学において心理学、社会学若しくは経営学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者
 - ② キャリアコンサルティングに 5 年以上従事した経験を有する者
 - ③ ①又は②に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
 - (3) 資格試験業務の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。
 - ① 試験業務規程に従い資格試験業務の管理を行う専任の部門を置くこと。
 - ② 試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。

- ③ 終了した試験の問題及び当該試験の合格基準を公表すること。
 - ④ 資格試験業務の実施に関する計画として、次のいずれにも適合する計画を定めていること。
 - ・ 資格試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員の確保について定められていること。
 - ・ 資格試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備の確保について定められていること。
 - ・ 資格試験業務に係る経理が、他の業務に係る経理と区分して整理されることとされていること。
 - ⑤ ④の資格試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有し、かつ、次のいずれにも該当すること。
 - ・ 全国的な規模で継続して毎年1回以上キャリアコンサルタント試験を実施できる資産及び能力を有すること。
 - ・ 実技試験における評価基準の調整その他客観的な評価ができるよう必要な措置を講じること。
 - ・ 資格試験業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって資格試験業務が不公正になるおそれがないよう必要な措置を講じること。
- (4) 債務超過の状態にないこと。